

教員免許更新制の在り方の見直しについて

教員免許更新制は、その時々で求められる教師としての基本的知識技能が保持されるよう、定期的に必要な刷新とその確認を行うという制度である。

教員免許更新制の在り方の見直しにあたっては、第10期教員養成部会の審議においてとりまとめられた3つの課題、すなわち「教師の資質能力の確保」、「教師や管理職等の負担の軽減」、「教師の確保を妨げないこと」のいずれもが成立する解を見出していく必要がある。

教員養成部会においては、様々な課題や意見が示されるのと同時に、教育委員会関係者や校長会関係者から改善策の提案が示されている。上記3つの課題に対して、提案も踏まえた見直しを図ることにより、教員免許更新制について、現場の教師のニーズに応じた資質能力の向上と負担の軽減の両立を図るとともに、臨時的任用教員等の確保を妨げない制度に改善することが可能かという観点で、検討を行うこととする。

1 教師の資質能力の確保

(1) 講習内容の質向上

- ・講習内容や受講者のターゲット、地域の育成指標との関係を明らかにするシラバスの作成
- ・教員育成協議会において更新講習の在り方について議題とすることにより、教育委員会と大学が連携し、実践的な内容を含む講習開設を促進
- ・領域（必修、選択必修、選択）の在り方の見直し

(2) オンライン化の促進

- ・地理的・時間的条件に関わらず必要な講習内容が受講可能となるオンライン化の促進

(3) 研修と講習の相互活用の徹底

- ・1講習6時間単位とする運用を見直し、短時間の研修について講習として認定することを促進
- ・講習の講師となることができる者の範囲を拡大
- ・領域（必修、選択必修、選択）の在り方の見直し

(4) 免除対象者の拡大

- ・勤務実績等に基づく免除要件の緩和

これらの見直しについては、一方で、

○大学等更新講習開設者の負担の増加

○免除対象とすべき勤務実績等の設定、教員間の公平性の確保

などの点について課題があるのではないか。

2 教師や管理職等の負担の軽減

(1) オンライン化の促進【再掲】

- ・地理的・時間的要件に関わらず良質な講習内容が受講可能となるオンライン化の促進

(2) 研修と講習の相互活用の徹底【再掲】

- ・1講習6時間単位とする運用を見直し、短時間の研修について講習として認定することを促進
- ・講習の講師となることができる者の範囲を拡大
- ・領域（必修、選択必修、選択）の在り方の見直し

(3) 30時間を2年間で受講する仕組みの見直し（例えば受講期間を5年間に延長する等の柔軟化）

(4) 免除対象者の拡大【再掲】

- ・勤務実績等に基づく免除要件の緩和

これらの見直しについては、一方で、

○大学等更新講習開設者の負担の増加

○免除対象とすべき勤務実績等の設定、教員間の公平性の確保

などの点について課題があるのではないか。

また、教師の負担の軽減は一定見込めるものの、教育委員会や管理職などの負担の軽減は見込めないのではないか。

3 教師の確保を妨げないこと

(1) 免除対象者の拡大【再掲】

- ・勤務実績等に基づく免除要件の緩和

(2) 臨時免許状による対応

- ・臨時免許状の授与に関する運用の柔軟化

(3) 講習の仕組みの見直し

- ・現職教員の受講を妨げない範囲において、学校勤務未経験者（いわゆるペーパーティーチャー）等に対する受講機会の拡大

免除対象者の拡大については、退職教員が退職した直前の勤務実績等を確認することも考えられるものの、適切な運用を確保できるかという点に課題があるのではないか。

また、受講機会の拡大を行ったとしても、自発的に受講し、免許を更新するペーパーティーチャーが数多く出てくるかどうかについては、慎重に考える必要があるのではないか。